

第33回奈良市立小・中学校通学区域検討委員会

次 第

日時 平成26年11月14日(金)

午前10時～12時

場所 奈良市役所 北棟 2階

第16会議室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 案件

小中一貫教育全市展開に伴う通学区域について

その他

4 閉会

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員

	氏名	区分	役職等	備考
1	小倉 英雄	奈良市PTA連合会の役員	奈良市PTA連合会副会長	
2	吉川 俊美	市立小学校及び中学校の校長	奈良市立登美ヶ丘北中学校長	奈良市立中学校代表
3	門城 宏隆	市立小学校及び中学校の校長	奈良市立鼓阪北小学校長	奈良市立小学校代表
4	北村 敬也	市立小学校及び中学校の教育職員	奈良市立飛鳥小学校教諭	
5	梅村 健吾	市立小学校及び中学校の教育職員	奈良市立椿井小学校教諭	
6	杉峰 英憲	学識経験者	奈良女子大学名誉教授	
7	西村 美紀	学識経験者	大谷大学短期大学部講師	
8	粕井 みづほ	学識経験者	畿央大学教授	
9	小林 桂子	教育委員会が必要と認める者	奈良市地域婦人団体連絡協議会長	
10	森田 春海	教育委員会が必要と認める者	奈良市民生児童委員連合会監事	
11	門野 文彦	教育委員会が必要と認める者	奈良市医師会学校医部会長	
12	竹村 健	教育委員会が必要と認める者	辰市地区自治連合会長	
13	服部 明	教育委員会が必要と認める者	奈良市人権教育推進協議会長	

(任期)平成26年11月20日まで

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則

〔昭和63年4月1日〕
教育委員会規則第2号

改正

平成3年3月30日教委規則第2号
平成20年3月28日教委規則第9号
平成25年8月14日教委規則第13号
平成25年10月10日教委規則第14号
平成26年6月30日教委規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(昭和28年奈良市条例第24号)第2条の規定により、奈良市立小・中学校通学区域検討委員会(以下「検討委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 検討委員会は、委員20名以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、検討委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第3条 委員は次の各号に掲げる者のうちから、臨時委員は当該通学区域に関係のある者のうちからそれぞれ教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 奈良市PTA連合会の役員
- (2) 市立小学校及び中学校の校長
- (3) 市立小学校及び中学校の教育職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2 前項第1号から第4号までの委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

3 第1項第5号の委員の任期は、教育委員会が定める。

4 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の資格を失うものとする。

5 委員の欠員を生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 臨時委員の任期は、当該通学区域に関する調査審議を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

2 検討委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、教育政策課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 30 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 8 月 14 日教育委員会規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 25 年 10 月 10 日教育委員会規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 6 月 30 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

小中一貫教育にかかる分散進学への対応について

中学校区を小中一貫教育ブロックに実施

奈良市では、中学校区をひとつのまとまりとして様々な組織が運営されている。

地域で決める学校予算事業・少年指導協議会・奈良市人権教育研究会中学校区別ブロックなど

現在すでに、機能している組織を有効に活用するためにも、地域で決める学校予算事業、奈良市人権教育研究会中学校区別ブロックを小中一貫教育連携ブロックとして設定

「小中一貫教育連携ブロック」として提示をした枠組みを連携の基本として、小中の連携・協働を図って行くことになる。

現状

奈良市では、ひとつの小学校から複数の中学校へ進学する分散型進学をする校区がある。

児童が複数の中学校に分かれて進学する学校もありながら小中一貫教育を実施。小中一貫教育ブロックとは違う中学校区に進学することで子どもの学習や生活は大丈夫なのかといった不安への対応。

小中一貫教育ブロックとは違う中学校区に進学しても、9年間の一貫性をもった教育を行えるように対応。

分散進学への対応

対応その1

- ・各教科においては、学習指導要領に基づいた9年間の系統的な指導。
- ・奈良の特色ある教育の実施。

小中一貫教育によって進める9年間の奈良らしい教育である外国語科、総合「なら」の時間の中で実施する世界遺産学習、ICTを積極的に活用し、情報活用能力や情報モラルの醸成を進める奈良市情報教育スタンダードについては、全小中学校で同じ目標、ねらいのもと取り組む。

対応その2

- ・小中一貫教育推進ブロックごとの取組について。

奈良市の小中一貫教育では、先ほど説明した外国語科などの奈良の特色ある教育とともに、それぞれの中学校区の実態に応じた取組も進めていく。その中で、分散進学をする小学校については、その全ての中学校と情報を共有しながら進めていく。

具体例・・・A小学校と、B中学校・C中学校

A小学校は、B中学校区をブロックとして平成27年度から小中一貫教育を進めているが、例えば、昨年度においては、次の3点で、B中学校と連携して取り組んだ。

学力向上に向けて「学びの手引きを」を小中教員が協力しながら作成

ボランティア活動や地域活動で積極的に地域に出る。

基礎的な生活習慣を定着させること」

さらに、もう一つの進学先であるC中学校区とも次の点で連携した。

- ・就寝時刻やテレビゲーム、学習などが習慣として定着するように、小学校・中学校合同で宿題の出し方や点検方法を検討し、小中合同で同じ指導をする。

つまり、A小学校では、どちらの中学校とも連携をした取組を進めていたので、児童がどちらの中学校に進学しても小学校1年生から中学校3年生までの連続した学びを保障することができている。また、6年生の児童が行う中学校への一日体験入学などの子どもたちの交流については、両方の中学校に行って体験をしている。

このように、ブロックの枠を超え、またはブロック間で柔軟に連携を進めることで、分散進学をしていく子供たちにもしっかりと対応する必要性を認識しており、平成27年度からも、このように両方の中学校との連携を密にして小中一貫教育を進めていく。